秘書課受付カウンター製作・設置業務仕様書

1 委託業務の名称

秘書課受付カウンター製作・設置業務

2 委託期間

契約締結の日から令和元年12月27日(金)まで

3 業務の目的

秘書課の来客受付カウンターとして、セキュリティ対策を講じ、デザイン面や使いやす さ、耐久性等を総合的に勘案した仕様として製作し、設置するものである。

4 委託業務内容

詳細なスケジュールは、契約締結後に発注者と協議の上、決めるものとする。

(1) 新設の受付カウンターの製作及び設置

「5 成果品の規格・仕様等」に基づき、受付カウンターを製作し、発注者と日時を協議の上、宮城県行政庁舎4階の秘書課に設置すること。

(2) 既設の受付カウンターの撤去

現在設置されている受付カウンターについては、発注者と日時を協議の上、撤去し、県庁行政庁舎内の発注者が指定した場所に置くこと。

5 成果品の規格・仕様等

成果品の規格及び仕様については、概ね次のとおりとするが、詳細は契約締結後に発注者と協議の上、決めるものとする。

(1) 新設の受付カウンター

イ 仕様(基本条件)

	【基本条件】
1. 製品基本構造	天板、腰板及び扉、パネルは木製とし、宮城県木のケヤキを主
	に用いること。
2. 製品機種	○受付カウンター (配線孔を設置)
	○受付カウンター両脇扉・パネル(電子ロック機能を有するも
	(D)
3. 製作工場	品質確保のため、本体の木材使用部は国内工場で製作するこ
	と。また,製作工場においては,宮城県産材家具の製造実績を
	有すること。
4. 材質等	材料の産地
	○木材は、宮城県産材を使用すること。
	○製品納入時に木材に係る宮城県産材の産地証明書を提出する
	こと。
5. 製品別仕様及	1から4の基本条件に基づき、「ロ 仕様(製品別)」の仕様
び数量	により納品すること。

口 仕様(製品別) (単位:mm)

● 受付カウン	● 受付カウンター		
1.数量	1台		
2. 外 寸	W 5 4 0	0 × D 8 0 0 × H 1 2 0 0	
3. 天 板	寸 法	W 5 4 0 0 × D 8 0 0 × H 1 2 0 0	
	材質	ケヤキを使用すること。	
	塗 装	ウレタン塗装仕上げとすること。	
4. 本 体	材質	本体構造はケヤキを用いた合板とすること。	
	塗 装	ウレタン塗装仕上げとすること。	
	側板	本体構造はケヤキを用いた合板とすること。	
		表面部はケヤキを使用すること。	
	配線孔	現在設置されている出退盤及び電気錠操作パネルに合わせ	
		て配線孔を設けること。	
● 開閉扉(正	面左側)		
1.数量	1台		
2. 外 寸	W 2 3 0	6 × D 7 1 0 × H 1 2 6 0	
3. 本 体	材質	ケヤキを用いた合板とすること。	
	塗 装	ウレタン塗装仕上げとすること。	
	側板	本体構造はケヤキを用いた合板とすること。	
	開口部	電子ロック機能を有するものを設置すること。	
	● 開閉扉(正面右側)		
1.数量	1台		
2. 外 寸		6 × D 7 1 0 × H 1 2 6 0	
3. 本 体	材質	ケヤキを用いた合板とすること。	
	塗 装	ウレタン塗装仕上げとすること。	
	側板	本体構造はケヤキを用いた合板とすること。	
	開口部	電子ロック機能を有するものを設置すること。	
		既存スチールキャビネットの開閉を考慮した設計とするこ	
		と。	

(2) 既設受付カウンター (撤去)

(単位:mm)

● 受付カウンター		
1. 外 寸	W 3 6 0 0 × D 6 0 0 × H 1 1 0 0	
2. 天 板	ヒノキ合板塗装	
3. 腰 板	レザークッションパネル貼り	

6 実施計画書及び実施報告書

- (1) 受注者は、本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。
- (2) 受注者は、業務完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書には、業務の実施過程や経過を取りまとめ記載すること。

7 その他

- (1) 委託金額には、新設の受付カウンターの製作、運搬、設置及び既設の受付カウンターの撤去に関する費用一式を含むものとする。
- (2) 設置日は、発注者と協議の上、決定すること。
- (3)受付カウンターの設置等の作業に当たっては、発注者の指示に従い、既存の設備や備品等を傷つけないよう注意すること。
- (4) 受注者は、検収後1年以内に受付カウンターの設計や材料、製造方法、設置方法に起因する不具合が生じた時は、修理又は交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとする。なお、部品メーカー等が別に定めた保証期間が1年を超える場合は、その保証を適用する。
- (5) 受注者は、速やかなアフターサービス及びメンテナンスが行える体制を整備するものとする。
- (6) 本業務に関して不明な点が生じた場合は、発注者と別途協議し指示を受けること。